

## 仕 様 書

- 1 業務件名 本庁舎他消防用設備等保守点検業務委託
- 2 施行場所 (1) 本庁舎 (甲府市丸の内一丁目18-1)
- (2) 南庁舎 (甲府市相生二丁目17-1)  
 … 南庁舎1・2号館、体育館、相生花菱コミュニティ、  
 相生福祉センター・保健センター
- (3) 西庁舎 (甲府市宝二丁目8-19)  
 … 本館(西館)、北館、体育館、旧給食室
- (4) 旧南庁舎1号館 (甲府市幸町15-6)

3 委託期間 契約締結日 ~ 令和 4年 3月15日

4 点検対象設備

	本庁舎	南庁舎他	西庁舎	旧南庁舎
(1) 自動火災報知設備	○	○	○	○
(2) ガス漏れ火災警報設備	○			
(3) 防火・防排煙設備	○	○	○	○
(4) 屋内、屋外消火栓設備	○	○	○	○
(5) 泡消火設備	○			
(6) 移動式消火設備	○			
(7) 消火器具設備	○	○	○	○
(8) 誘導灯設備	○	○	○	○
(9) 連結散水設備	○			
(10) 連結送水設備	○			
(11) 避難器具設備		○	○	
(12) 非常放送設備		○		
(13) 防火設備定期検査	○			
(14) 火災予兆センサ点検	○			
(15) 防火対象物点検	○	○		
(16) 防災管理点検	○			

5 点検内容 消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき適正に行うものとする。  
 防火設備定期検査は、建築基準法第12条に基づき適正に行うものとする。  
 点検業務は、資格を有する者が行うこと。(消防設備士免状の交付を受けている者、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者、防火設備検査員等)  
 点検対象設備及び点検内容等の詳細については、別紙「消防用設備等点検一覧表」を参照すること。

- 6 点検回数
- 消防用設備点検
- ・ 外観機能点検 1回
  - ・ 総合点検(外観機能点検含) 1回の計2回とする。
- 火災予兆センサ点検 1回  
 防火設備定期検査 1回  
 防火対象物点検 1回  
 防災管理点検 1回

- 7 点検報告 各点検毎に関係法令指定様式を使用し、報告書を提出すること。  
報告書については、2. (1)～(4)に記載する各施設毎に作成すること。  
また、総合点検においては所轄消防署提出用の概要報告書を2部提出し、  
所轄消防署へ報告すること。防火対象物点検・防災管理点検についても、  
所轄消防署へ報告するものとする。
- 8 故障対応等 期間中の故障等については、早急に対処すること。  
また、庁舎の防火訓練等を実施する際は、協力・支援することとする。
- 9 安全管理 来庁者及び職員等の安全確保については十分留意すること。
- 10 その他 作業日程及びその他不明事項については、監督員と協議の上決定すること。

以 上